

平成 22 年 6 月 15 日

株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号  
三和ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 高山 俊 隆

第 75 期定時株主総会招集ご通知「株主総会参考書類」「事業報告」の一部修正について

平成 22 年 6 月 4 日付にてご送付いたしました当社第 75 期定時株主総会招集ご通知「株主総会参考書類」「事業報告」につきまして、一部修正すべき事項が生じたので、会社法施行規則第 65 条第 3 項および第 133 条第 6 項に基づき、下記のとおり修正いたします。

記

1. 修正理由

平成 22 年 6 月 9 日付「公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について」にて公表のとおり、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとして当社及び当社子会社が排除措置命令および課徴金納付命令を受けたことに伴い、「株主総会参考書類」の第 2 号議案「取締役 6 名選任の件」(注) 5、第 3 号議案「監査役 2 名選任の件」(注) 6、および「事業報告」の「対処すべき課題」の記載内容を次のとおり修正いたします。

2. 修正内容

(1)株主総会参考書類

第 2 号議案 取締役 6 名選任の件 (注) 5 (8 ページ)

修正前	修正後
<p>5.当社子会社である三和シャッター工業株式会社が独占禁止法に違反した疑いがあるとして、平成 20 年 11 月に公正取引委員会による立入検査を受け、その後当社も同委員会の調査を受けておりましたが、当社および当社子会社の三和シャッター工業株式会社は、<u>本年 4 月 30 日、同委員会より、独占禁止法に違反した行為があったとして排除措置および課徴金納付を命ずる予定であるとの事前通知を受けました。</u></p> <p>橋本俊作氏は日頃から、法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起してきておりますが、同委員会の立入検査後は、実態調査および再発防止に向けた各種の提言・意見表明を行っております。</p>	<p>5.当社子会社である三和シャッター工業株式会社が独占禁止法に違反した疑いがあるとして、平成 20 年 11 月に公正取引委員会による立入検査を受け、その後当社も同委員会の調査を受けておりましたが、当社および当社子会社の三和シャッター工業株式会社は、<u>本年 6 月 9 日、同委員会より、独占禁止法に違反した行為があったとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。</u></p> <p>橋本俊作氏は日頃から、法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起してきておりますが、同委員会の立入検査後は、実態調査および再発防止に向けた各種の提言・意見表明を行っております。</p>

(注) 下線部部分が修正箇所です。

第3号議案 監査役2名選任の件 (注)6 (10ページ)

修正前	修正後
<p>6.当社子会社である三和シャッター工業株式会社が独占禁止法に違反した疑いがあるとして、平成20年11月に公正取引委員会による立入検査を受け、その後当社も同委員会の調査を受けておりましたが、当社および当社子会社の三和シャッター工業株式会社は、<u>本年4月30日、同委員会より、独占禁止法に違反した行為があったとして排除措置および課徴金納付を命ずる予定であるとの事前通知を受けました。</u></p> <p>森元淳平氏は日頃から、法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起してきておりますが、同委員会の立入検査後は、実態調査および再発防止に向けた各種の提言・意見表明を行っております。</p>	<p>6.当社子会社である三和シャッター工業株式会社が独占禁止法に違反した疑いがあるとして、平成20年11月に公正取引委員会による立入検査を受け、その後当社も同委員会の調査を受けておりましたが、当社および当社子会社の三和シャッター工業株式会社は、<u>本年6月9日、同委員会より、独占禁止法に違反した行為があったとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。</u></p> <p>森元淳平氏は日頃から、法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起してきておりますが、同委員会の立入検査後は、実態調査および再発防止に向けた各種の提言・意見表明を行っております。</p>

(注) 下線部分が修正箇所です。

(2)事業報告

対処すべき課題 (6ページ)

修正前	修正後
<p>なお、平成20年11月、当社子会社である三和シャッター工業株式会社は、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受け、その後当社も同委員会の調査を受けておりましたが、<u>本年4月30日、同委員会より当社および当社子会社の三和シャッター工業株式会社において独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置および課徴金納付を命ずる予定である旨の事前通知を受けました。</u></p> <p><u>今後、事前通知の内容について解釈が異なる部分や理解できない部分があるため、事前通知の内容を精査・確認し慎重に検討して対応してまいるとともに、今回の事実を真摯に受け止め、グループ全体でのコンプライアンスへの取り組みをより一層強化してまいります。</u></p> <p>株主の皆様には、ご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。</p>	<p>なお、平成20年11月、当社子会社である三和シャッター工業株式会社は、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受け、その後当社も同委員会の調査を受けておりましたが、<u>本年6月9日、同委員会より当社および当社子会社の三和シャッター工業株式会社において独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。</u></p> <p><u>当社グループといたしましては、この事態を真摯に受け止めるとともに、コンプライアンスの一層の徹底と再発防止に取り組み、信頼の回復に全力を傾注してまいります。</u></p> <p><u>なお、排除措置命令および課徴金納付命令の内容については、内容をよく分析精査のうえ、審判請求も含めて今後の対応を検討してまいります。</u></p> <p>株主の皆様には、ご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。</p>

(注) 下線部分が修正箇所です。

以上